

三豊市放課後改革の方針

- ・部活動を再定義し「放課後教育」へアップデート … 学校教育と社会教育の接点である放課後教育を、新たな教育のあり方を生む場に。
- ・三豊市放課後プラットフォーム・クラブ登録制度により、子どもたちに豊富な選択肢を提供する。
- ・子どもたちがクラブを「自らえらぶ」からこそ「自らまなぶ」。そういった学びの姿を地域全体で支えていく。

三豊市・学校組合立学校部活動に関する方針

適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ・適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針の策定
- ・学校部活動の活動方針等の公表
- ・地域クラブ活動の活動状況を踏まえ、年間・毎月の活動計画を作成

(2) 入部の在り方

- ・学校部活動は生徒の自主的・自発的な参加により実施すること。
- ・スポーツ・文化芸術の活動など、様々な活動を経験できるよう配慮する。

(3) 指導・運営に係る体制の構築

- ・円滑に学校部活動が実施できるように、登録クラブへの移行を進めながら、適正な部を設置する。
- ・部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や本人の抱える事情等を勘案した上で行う。

(4) 部活動指導員及び部活動外部指導者、外部指導者(外部コーチ)の活用

- ・部活動指導員は、校長の監督の下、指導だけでなく大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、顧問として幅広い役割を担うこと。

適切な指導及び安全・安心の確保

- ・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為及び事故の未然防止を徹底すること。
- ・スポーツ医・科学の見地や生徒のバランスのとれた生活の確保の観点を踏まえ、過度な練習等の防止、効率的・効果的な活動の導入等を推進すること。
- ・学校部活動は、学校教育の一環として行われる活動であることから、授業や学校行事などと同様に生徒の安全に配慮すること。
- ・日頃から事故発生に対応できるよう、初期対応やAEDの使用方法など、救急対応マニュアルを共通理解し、緊急体制を確立しておくこと。

適切な活動時間・休養日・大会参加

休養日 週2日以上休養日を設定すること。

活動日 令和9年度より、休日の学校部活動は原則として実施しない。
※休日に学校部活動で大会・コンクール等へ出場する場合を除く。

活動時間 長くとも平日は1日2時間程度、休日は1日3時間程度とし、
週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと。

【その他】長期休業中に一定期間(夏期・年末年始の学校閉庁日)のオフシーズンを設定すること。

〇 活動時間・休養日等の設定についての考え方及び留意事項

- ・当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設け、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間11時間程度の範囲内とする。
- ・活動の中心が休日の地域クラブ活動へシフトした場合、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の学校部活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して地域クラブ活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能である。

〇 学校部活動で大会等に出場する場合の休日練習(練習試合)

- ・生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査するとともに、生徒の参加については、生徒・保護者の意思を尊重する。
 - ・下記の大会前の休日の練習(練習試合を含む)の実施について申し出があった場合は、生徒の成長や生活全般を見通し、生徒や部活動顧問の負担が過度にならないよう実施回数の上限の検討とともに、休日の地域クラブ活動の実施状況を把握し、調整を図る。
 - ＊ 中学校体育連盟主催の大会
 - ＊ 四国・全国大会出場の予選を兼ねている大会
 - ＊ 予選を経て、出場資格を得た四国・全国大会
- ※ 実施については、活動時間が地域クラブ活動の時間と重複しないように配慮すること。